

国民健康保険 国民年金

問合先 国保年金課

**令和3年度国民健康保険
保険料率が決まりました**

(別表) 令和3年度 国民健康保険料率

区分	算定基礎	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割	令和2年中の基準総所得額に對して	8.62%	2.73%	2.47%
均等割	被保険者1人あたり	30,640円	9,478円	18,213円
平等割	1世帯あたり	31,870円	9,858円	—
賦課限度額		63万円	19万円	17万円

平成30年度からの国保広域化（大阪府でひとつの大保）も4年目を迎えます。保険料については大阪府内で同じ世帯構成・所得水準であれば同じ保険料となるよう、大阪府が統一した市町村標準保険料率となっています。なお、令和3年度国民健康保険料の料率は、別表のとおりです。

【介護分保険料】

40歳以上65歳未満の人は介護保険第2号被保険者となり、介護分保険料があわせて賦課されます。

※6月以降に40歳に到達する人は、40歳到達月の翌月に介護分保険料が加算され、納付する保険料が変更となります。

来年3月までに65歳に到達する場合は、到達月の前月までの介護分保険料を10回の納期に分割し納付通知書に含めています。

■低所得者世帯に対する経過措置

国保広域化前（平成29年度）の保険料率と比較すると、標準保険料率は所得割の合計率が減少となっているものの、均等割・平等割額が増額となっており、

全体的に保険料負担が増加する低所得者世帯に対して、急激な保険料負担の増加を抑制するため本市独自の経過措置減免を実施します。

※詳しくは当初納付通知書に同封の「泉佐野市国民健康保険料について」のチラシをご覧ください。

■納付通知書を6月中旬に送付 【特別徴収（年金大引き）】

次の条件をすべて満たす場合は、原則として世帯主の年金か

ら保険料を天引きします。



●世帯主が国民健康保険加入者で今年度中に75歳に到達しない歳以上75歳未満の世帯である●世帯主（納付義務者）の特別徴収対象年金が年額18万円以上で、国民健康保険料と介護保険料の合算額が特別徴収対象年金額の2分の1を超えない

歳以上75歳未満の世帯である●世帯主（納付義務者）の特別徴収対象年金が年額18万円以上で、国民健康保険料と介護保険料の合算額が特別徴収対象年金額の2分の1を超えない

歳以上75歳未満の世帯である●世帯主（納付義務者）の特別徴収対象年金が年額18万円以上で、国民健康保険料と介護保険料の合算額が特別徴収対象年金額の2分の1を超えない

歳以上75歳未満の世帯である●世帯主（納付義務者）の特別徴収対象年金が年額18万円以上で、国民健康保険料と介護保険料の合算額が特別徴収対象年金額の2分の1を超えない

歳以上75歳未満の世帯である●世帯主（納付義務者）の特別徴収対象年金が年額18万円以上で、国民健康保険料と介護保険料の合算額が特別徴収対象年金額の2分の1を超えない

【普通徴収】

納付書や□座振替で納付します。納期は6月～翌年3月の各月（全10回）です。全納と各期別の納付書（単票式）を納付通知書に同封しています。納付前に全納分か各期分かを確認し、必ず納期限内に納めてください。□座振替で納付している場合は、指定□座の残高確認をお願いします。

国民年金の任意加入

日本に住む20歳以上60歳未満の人（60歳未満の老齢・退職年金の受給権者除く）は、国民年金に加入し保険料を40年間納めることで満額の老齢基礎年金を65歳から受給できます。

しかし、国民年金に加入しなかった期間・保険料を納め忘れた期間・免除された期間があるために、満額の老齢基礎年金（令和3年度 780,900円）を受けることができない人や、年金を受けるための必要な期間（＊）を満たしていない人で、次のいずれかに該当する場合は申請日から任意加入することができます。

①日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人 ※老齢基礎年金の「繰上げ支給」を受けている人は除く
②60歳未満の老齢（退職）年金受給者

③海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
④日本国内に住んでいる65歳以上70歳未満の人
⑤海外に住んでいる65歳以上70歳未満の日本人

※④⑤については昭和40年4月1日以前に生まれ、老齢（退職）年金を受けるために必要な期間を満たしていない人に限る

必要なものマイナンバーカード（通知カード）または年金手帳（基礎年金番号通知書）、預貯金通帳と届出印（任意加入時の保険料の納付方法は原則□座振替）

※戸籍謄本などが必要な場合もあります。詳しくは問い合わせてください。

（＊）必要な期間…保険料を納めた期間と免除（一部免除は納付期間）された期間を合計して原則10年以上

国民健康保険料の納付

■ 納付は必ず納期限内に

保険料の納付が納期限を過ぎると、督促手数料や延滞金をあわせて納めていただけじことになります。

また、未納の状態が続くと、納期限までに納めた人との公平を保つため、やむを得ず、滞納している人の財産（不動産・預貯金・給料など）を調査し、差し押えることがあります。保険料は納期限内に納めましょう。



■ 便利な口座振替のご利用を

保険料を年金から差し引いて納付している人以外は、原則、口座振替での納付をお願いしています。口座振替による保険料の納付は、残高確認をしておけば納付時に金融機関などに行かなければなりませんがなく、納め忘れもありません。

また、保険料の還付が発生し

た場合には、口座への振込で還付しますので、還付のたびに申請や来庁の必要もありません。

国保年金課窓口では、専用端末機にキャッシュカードを通じ暗証番号を入力することじで、口座振替の手続きができます。（大



[取り扱いスマートフォンアプリ]

※ 左のQRコードからもアクセスできます。

● Pay B (ペイビー)

● Pay Pay (ペイペイ)

● LINE Pay (ラインペイ)

● Family Pay (ファミペイ)

※請求書支払い

[次のような納付書は利用できません]

● バーコードが無い

● 本状使用期限が過ぎている

● 金額が訂正されている

● 傷みや汚れなどでバーコードが読み取れない

● 1枚の金額が30万円を超えている

※これらの中の納付書で納める場合は、金融機関・郵便局・市役所の窓口を利用して下さい。また、スマートフォンアプリで納付された場合は領収証書は発行されませんので、領収証書が必要な場合は金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。スマートフォンアプリの種類によって支払い上限額が異なります。利用方法、利用可能銀行など、詳しくは市

ホームページ (http://www.city.izumisano.lg.jp/kakukai/somu/zeimu/menu/sizie_syuuzei/smartphone.html) をご覧ください。

■ 納付相談を受け付けています

特別な事情で納期限内に保険料の納付が難しいときは、早めに相談してください。次の事由に該当する場合は、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。



▲市ホームページ QRコード



【減免事由（府内統一基準）】

- ①災害により居住する住宅について著しい損害を受けたとき
 - ②事業の休廃止、失業などにより、所得が著しく減少したとき
 - ③被保険者が刑事施設、労役場などの施設に拘禁されたとき
 - ④被保険者の資格取得日において65歳以上の人で、資格取得日前に各被用者保険などの被保険者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となつた人に限る）の被扶養者であった人
- 令和2年度に引き続き、感染症の影響により世帯主の収入が一定程度減少した世帯や、感染症により世帯主が死亡または重篤な傷病を負った世帯については、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。減免基準や申請方法の詳細は決まり次第、市ホームページに掲載します。詳しくは問い合わせてください。
-

■ 新型コロナウイルス感染症に関する減免制度

令和2年度に引き続き、感染症により世帯主の収入が一定程度減少した世帯や、感染症により世帯主が死亡または重篤な傷病を負った世帯については、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。減免基準や申請方法の詳細は決まり次第、市ホームページに掲載します。詳しくは問い合わせてください。